

令和6年 第1回

仙北市農業委員会総会議事録

令和6年1月10日(水)開催

仙北市農業委員会

1.開催日時 令和6年1月10日(水)午前9時～

2.開催場所 仙北市役所角館庁舎 1階101・102会議室

3.出席農業委員 (17人)

1番	齋藤	瑠璃子	2番	小田嶋	比左子
3番	藤村	紀章	4番	高橋	健
5番	千葉	智永	6番	佐藤	一也
7番	鈴木	八寿男	8番	荒木田	浩生
9番	藤川	健栄	10番	小玉	均
11番	青柳	良信	12番	佐藤	孝典
13番	大石	知	14番	門脇	富士美
15番	草薨	良孝	16番	高橋	政敏
17番	藤村	隆清			

4.欠席委員 (0名)

5.議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1.報告

(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出

について

2. 議事			うか。		
(1) 議案第1号			『異議無し』の声あり		
農地法第3条の規定による許可申請について			議長	異議無しと認めます。それでは議事録署名員に1番齋藤瑠璃子委員、2番	
(2) 議案第2号			小田嶋比左子委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。		
農地法第5条の規定による許可申請について			議長	本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従	
(3) 議案第3号			い進行致します。ご異議ございませんか。		
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ			『異議無し』の声あり		
いて			議長	異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。	
(4) 議案第4号			阿部局長	《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時3分)	
農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について			議長	ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお	
(5) その他			願い致します。		
第6 閉会			阿部局長	《(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》	
6. 事務局職員					
局長 阿部 聡 参事 桎尾 健			議長	それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請	
主査 竹下 義博 主事 浅利 天夢			についてを上程します。事務局より説明をお願いします。		
7. 書記			桎尾参事	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を	
主事 浅利 天夢			致します。		
8. 議事録署名員			整理番号1番及び2番につきましては、関連がありますので一括で説明し		
1番 齋藤 瑠璃子 2番 小田嶋 比左子			ます。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田		
9. 会議の概要			〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は財務省東		
会長	これより第1回仙北市農業委員会総会を開催致します。				
議長	本日の出席委員は17名、欠席委員はいません。よって本委員会は定足数				
に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)					
議長	議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょ				

檜尾 参事

規模の拡大となります。整理番号1番は10a当たり〇〇円、総額〇〇円、整理番号2番は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。補足で経緯の説明を致します。〇〇さんの農地と整理番号1番と2番の農地は隣接地となっております。〇〇年前からその農地について〇〇さんの祖父などが知らずに耕作を行っており、今日まで至っています。近年の市管財課の市所有財産の調査により今回の事案が明るみとなり、双方の協議により、整理番号1番及び2番について売買することになりました。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇.〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇市に在住の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は国道改修工事に伴う残地の売買、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の贈与案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円です。各持ち分〇〇分の〇〇で、一部使用貸借となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。貸付人は角館町〇〇

檜尾 参事

地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、期間は〇〇年間となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の更新案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営移譲年金受給のため、経営承継、期間は〇〇年間となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の更新案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営移譲年金受給のため、経営承継、期間は〇〇年間となります。説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び2番について、7番鈴木委員よりお願いします。

7番 鈴木

《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長

整理番号3番について、2番小田嶋委員よりお願いします。

2番 小田嶋

《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長

整理番号4番について、13番大石代理よりお願いします。

13番 大石

《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長

整理番号5番及び6番について、10番小玉委員よりお願いします。

10番 小玉

《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長

整理番号7番及び8番については、更新案件となりますので現地確認報告は省略します。

議 長

現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定します。（9時16分）

議 長 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程しますが、利害関係者の退室を求めます。13番大石代理。

《13番大石知代理 退席》（9時17分）

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、農地転用の使用貸借権設定の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、施設につきましても同じです。転用理由につきましては、現在母親と兄と実家で同居しており、今後を考慮し、実家に近い申請地に一般個人住宅の建築を行いたいとのことです。なお、申請地は仙北農業振興地域整備計画書から除外されており、使用貸借期間は〇〇年となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、4番高橋委員よりお願いします。

4番高橋 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決定します。（9時21分）

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《13番大石代理 復席》（9時21分）

議 長 次に議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号8番を上程します。利害関係者の退席を求めます。3番藤村委員。

《3番藤村委員 退席》（9時22分）

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第3号整理番号8番を説明致します。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号8番について、13番大石代理よりお願いします。

13番大石 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議	長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。
		『異議無し』の声あり
議	長	異議無しと認めます。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号8番については、適正と認めることに決定します。(9時24分)
議	長	利害関係者の復席を求めます。
		《3番藤村委員 復席》(9時24分)
議	長	続いて議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号17番を上程します。利害関係者の退席を求めます。13番大石代理。
		《13番大石知委員 退席》(9時25分)
議	長	それでは事務局より説明をお願いします。
竹下主査		議案第3号整理番号17番について説明致します。
		整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。
議	長	説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号17番について、16番高橋委員よりお願いします。
16番高橋		《現地確認報告》
議	長	現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
		『無し』の声あり
議	長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

		『異議無し』の声あり
議	長	異議無しと認めます。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号17番については、適正と認めることに決定します。(9時27分)
議	長	利害関係者の復席を求めます。
		《13番大石知代理 復席》(9時27分)
議	長	続いて議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号25番及び26番を上程します。利害関係者の退席を求めます。8番荒木田委員。
		《8番荒木田委員 退席》(9時27分)
議	長	それでは事務局より説明をお願いします。
竹下主査		議案第3号整理番号25番及び26番について説明致します。
		整理番号25番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農地中間管理事業の賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。
		整理番号26番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農地中間管理事業の賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10a当たり〇〇円となります。説明は以上となります。
議	長	説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号25番及び26番について、5番千葉委員よりお願いします。

5 番 千 葉	《 現 地 確 認 報 告 》	竹 下 主 査	に 田、田 ○ ○ 筆、合 計 面 積 ○ ○ ㎡、農 地 中 間 管 理 事 業 の 賃 貸 借 の 新 規 案 件 と
議 長	現 地 確 認 報 告 が 終 わ り ま し た。ご 意 見 ご 質 問 等 ご ざ い ま せ ん か。		な り ま す。賃 貸 人 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 の ○ ○ さ ん、賃 借 人 は 西 木 町 ○ ○ 地 区
	『 無 し 』 の 声 あ り		の 農 事 組 合 法 人 ○ ○ さ ん で す。利 用 目 的 は 田、期 間 は ○ ○ 年 間、10a 当 た り
議 長	無 い よ う で す の で、こ の と お り 策 定 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。		○ ○ 円、年 額 ○ ○ 円 と な り ま す。説 明 は 以 上 と な り ま す。
	『 異 議 無 し 』 の 声 あ り	臨 時 議 長	説 明 が 終 わ り ま し た。現 地 確 認 報 告 を お 願 い し ま す。整 理 番 号 3 5 番 に つ
議 長	異 議 無 し と 認 め ま す。議 案 第 3 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用		い て、1 番 齋 藤 委 員 よ り お 願 い し ま す。
	地 利 用 集 積 計 画 の 承 認 に つ い て の う ち、整 理 番 号 2 5 番 及 び 2 6 番 に つ い て	1 番 齋 藤	《 現 地 確 認 報 告 》
	は、適 正 と 認 め る こ と に 決 定 し ま す。(9 時 2 9 分)	臨 時 議 長	次 に 整 理 番 号 3 6 番 に つ い て、6 番 佐 藤 委 員 よ り 現 地 確 認 報 告 を お 願 い し
議 長	利 害 関 係 者 の 復 席 を 求 め ま す。		ま す。
	《 8 番 荒 木 田 委 員 復 席 》 (9 時 2 9 分)	6 番 佐 藤	《 現 地 確 認 報 告 》
議 長	続 い て 議 案 第 3 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用 地 利 用 集 積 計 画	臨 時 議 長	現 地 確 認 報 告 が 終 わ り ま し た。ご 意 見 ご 質 問 等 ご ざ い ま せ ん か。
	の 承 認 に つ い て の う ち、整 理 番 号 3 5 番 及 び 3 6 番 を 上 程 し ま す が、利 害 関		『 無 し 』 の 声 あ り
	係 者 と し て 私 が 退 席 致 し ま す の で、議 長 を 1 3 番 大 石 代 理 に お 願 い し ま す。	臨 時 議 長	無 い よ う で す の で、こ の と お り 整 理 番 号 3 5 番 及 び 3 6 番 に つ い て、こ の と
	《 1 7 番 藤 村 会 長 退 席 》 (9 時 3 0 分)		お り 策 定 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。
1 3 番 大 石	そ れ で は 暫 時 議 長 を 務 め ま す。		『 異 議 無 し 』 の 声 あ り
臨 時 議 長	議 案 第 3 号 整 理 番 号 3 5 番 及 び 3 6 番 に つ い て 事 務 局 よ り 説 明 を お 願 い し	臨 時 議 長	異 議 無 し と 認 め ま す。議 案 第 3 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用
	ま す。		地 利 用 集 積 計 画 の 承 認 に つ い て の う ち、整 理 番 号 3 5 番 及 び 3 6 番 に つ い て
竹 下 主 査	そ れ で は 整 理 番 号 3 5 番 及 び 3 6 番 に つ い て 説 明 致 し ま す。		は、こ の 策 定 を 適 正 と 認 め、承 認 す る こ と に 決 定 し ま す。(9 時 3 3 分)
	整 理 番 号 3 5 番、農 地 の 所 在 は 西 木 町 ○ ○ 地 区、登 記 簿 現 況 共 に 田、田 ○	臨 時 議 長	利 害 関 係 者 の 復 席 を 求 め、議 長 を 交 代 し ま す。
	○ 筆、合 計 面 積 ○ ○ . ○ ○ ㎡、農 地 中 間 管 理 事 業 の 賃 貸 借 の 新 規 案 件 と な り		《 1 7 番 藤 村 会 長 復 席 》 (9 時 3 3 分)
	ま す。賃 貸 人 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 の ○ ○ さ ん、賃 借 人 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 の 農	議 長	そ れ で は 議 案 第 3 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計
	事 組 合 法 人 ○ ○ で す。利 用 目 的 は 田、期 間 は ○ ○ 年 間、10a 当 た り ○ ○ 円、		画 の 承 認 に つ い て の う ち、整 理 番 号 8 番、1 7 番、2 5 番、2 6 番、3 5 番 及 び
	年 額 ○ ○ 円 と な り ま す。		3 6 を 除 い て 一 括 上 程 し ま す。事 務 局 よ り 説 明 を お 願 い し ま す。
	次 に 整 理 番 号 3 6 番、農 地 の 所 在 は 西 木 町 ○ ○ ・ ○ ○ 地 区、登 記 簿 現 況 共	竹 下 主 査	そ れ で は 説 明 致 し ま す。

竹下主査

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円・〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

竹下主査

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号6番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の株式会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお、土地改良償還金は所有者負担となります。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号10番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらも土地改良償還金は所有者負担となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号13番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇.〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木

竹下主査	町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円・〇〇円・〇〇円・〇〇円、年額〇〇円となります。	議長	次に整理番号4番、5番、14番、15番、33番及び34番について、6番佐藤委員よりお願いします。
	整理番号14番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の有限会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。	6番佐藤	《現地確認報告》
	整理番号15番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。賃貸人は相続人代表者〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇.〇俵、年額米〇〇.〇俵となります。	議長	次に整理番号6番、7番、10番、11番、28番、29番及び30番について、16番高橋委員よりお願いします。
	整理番号16番から24番までは再設定の案件となりますので、説明は割愛させていただきます。また整理番号25番から36番までは12月19日開催の農用地利用調整会議にて承認を得た案件となりますので、併せて説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。	16番高橋	《現地確認報告》
議長	説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び27番について、16番高橋委員よりお願いします。	議長	次に整理番号9番について、9番藤川委員よりお願いします。
16番高橋	《現地確認報告》	9番藤川	《現地確認報告》
議長	次に整理番号2番及び12番について、15番草薨委員よりお願いします。	議長	次に整理番号13番について、1番齋藤委員よりお願いします。
15番草薨	《現地確認報告》	1番齋藤	《現地確認報告》
議長	次に整理番号3番、31番及び32番について、10番小玉委員よりお願いします。	議長	整理番号16番及び18番から24番については再設定案件ですので、現地確認報告は省略致します。
10番小玉	《現地確認報告》	議長	現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。 『無し』の声あり
		議長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。 『異議無し』の声あり
		議長	異議無しと認めます。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、整理番号8番、17番、25番、26番、35番及び36番を除いて、適正と認めることに決定します。 (9時50分)
		議長	次に議案第4号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてを上程します。利害関係者の退席を求めます。10番小玉委員。 《10番小玉委員 退席》(9時50分)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

竹下主査 それでは議案第4号農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、機構法使用貸借の権利移転案件となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さん、権利の移転を受ける者は角館町〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間の残期間です。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、7番鈴木委員よりお願いします。

7番鈴木 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり整理番号1番について、原案のとおり決定し、答申することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号1番について、原案のとおり決定し、答申することに決定します。(9時58分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《10番小玉委員 復席》(9時58分)

議 長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説

明をお願いします。

阿部局長 協議事項 (1)令和6年度農業委員会総会、農用地利用調整会議開催予定日について

連絡事項 (1)今後の日程について

＊1月23日(火)～24日(水)

都市農業委員会会長会先進地視察研修 宮城県仙台市

＊1月25日(木)午前9時30分～

農用地利用調整会議 角館庁舎1階101・102会議室

＊2月9日(金)午前9時30分～

第2回農業委員会総会 角館庁舎1階101・102会議室

合同会議(総会終了後)10時30分～予定

角館庁舎2階201・202会議室

議 長 これで令和6年第1回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(10時8分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和6年1月10日

議 長

署 名 員 1 番

署 名 員 2 番